

令和5年2月28日

吸収分割に係る事前開示事項

横浜市西区南幸一丁目一番一号
アイ・ティー・エックス株式会社
代表取締役 野尻 幸宏

当社は、株式会社ノジマとの間で令和5年2月21日に吸収分割契約を締結し、株式会社ノジマを吸収分割株式会社、当社を吸収分割承継株式会社とする会社分割により、株式会社ノジマのドコモショップ運営事業に関する権利義務の一部を承継することといたしました（以下、「本分割」といいます。）。つきましては、会社法（以下、「法」といいます。）第794条第1項及び会社法施行規則第192条の規定に従い、下記のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. 吸収分割契約の内容に関する事項

別添資料1のとおりです。

2. 法第758条第4号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

本分割に際して、株式会社ノジマに対して、株式、金銭その他の財産を交付いたしません。当社は株式会社ノジマの100%子会社であることから相当であると判断しております。

3. 吸収分割株式会社についての事項

(1) 吸収分割株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添資料2のとおりです。

(2) 吸収分割株式会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割株式会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継株式会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

当社は、本分割を行うに際し、本分割の効力発生日以降における当社の債務の履行の見込みに関して、以下のとおり判断しました。

当社の令和4年3月31日現在の貸借対照表における資産の部の合計金額及び負債の部の合計金額はそれぞれ52,645百万円及び36,640百万円です。

本分割により当社が株式会社ノジマから承継する資産及び負債は、それぞれ1,241百万円及び664百万円（令和4年12月31日現在）で、令和4年3月31日以降、本分割の効力発生までの当社の資産及び負債の変動を考慮しても、本分割後も資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

以上から、本分割の効力発生日以後の当社の債務につき履行の見込みがあるものと判断しています。

以上



吸収分割契約書

株式会社ノジマ（以下「甲」という。）とアイ・ティー・エックス株式会社（以下「乙」という。）は、甲の事業の一部を乙が承継する吸収分割（以下「本分割」という。）に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲の事業のうち、ドコモショップ運営事業（以下「本件事業」という。）を、本契約第6条に定める効力発生日（以下「本効力発生日」という。）をもって分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（本分割当事者の商号及び住所）

本分割に係る当事者は、以下のとおりとする。

(1) 吸収分割会社 甲

商号： 株式会社ノジマ

住所： 相模原市中央区横山一丁目1番1号

(2) 吸収分割承継会社 乙

商号： アイ・ティー・エックス株式会社

住所： 横浜市西区南幸一丁目1番1号

第3条（承継する権利義務）

甲は、本分割により、別紙「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を乙に承継する。

2 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第4条（本分割に際して交付する金銭等）

乙は、本分割に際して、甲に対して、株式、金銭その他の財産を交付しない。

第5条（吸収分割承認総会）

甲は、会社法第784条第2項の定めにより、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。

2 乙は、会社法第796条第1項の定めにより、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。

第6条（効力発生日）

本分割の効力発生日は、2023年4月1日とする。但し、本分割の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（競業禁止義務）

甲は、本効力発生日以降であっても、本件事業に関し、法令によるか否かを問わず、一切の競業禁止義務を負わない。

第8条（本分割条件の変更及び本分割契約の解除）

本契約締結の日から本効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、甲乙協議の上、本分割の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第9条（その他）

本契約書に定める事項のほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲がこれを所持する。

2023年2月21日

甲： 相模原市中央区横山一丁目1番1号
株式会社ノジマ
代表執行役社長 野島 廣司



乙： 横浜市西区南幸一丁目1番1号
アイ・ティー・エックス株式会社
代表取締役社長 野尻 幸宏



[別紙]

承継権利義務明細表

乙が甲から承継する権利及び義務は、本効力発生日の直前時（以下「基準時」という。）において甲が本件事業に関して有する以下の資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）とする。

1. 承継する資産

本件事業のみに属する資産のうち、甲の貸借対照表上の以下の勘定項目に表される分類に属する資産

- (1)現金及び預金
- (2)売掛金
- (3)商品
- (4)敷金
- (5)建物
- (6)建物付属設備
- (7)その他

2. 承継する負債

本件事業のみに属する負債のうち、甲の貸借対照表上の以下の勘定項目に表される分類に属する負債

- (1)買掛金
- (2)未払金
- (3)預り金（料金収納等）

3. 雇用契約等

該当事項なし。

4. 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他の知的財産権及びノウハウは、本件事業に関するもの以外は乙に承継しない。

5. 許認可等

甲が本件事業に関連して保有している一切の許認可、認可、承認及び登録等のうち、法令その他の規制上承継が可能なもの。

6. 承継するその他の権利義務

本件事業に関する売買契約、業務委託契約、不動産賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及び当該契約に基づき発生した一切の権利義務。

但し、これらの契約に基づき、基準時において甲が保有する一切の資産その他の権利、並びに、基準時において甲が負担する一切の負債及び債務は除く。

7. その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後本効力発生日までに、(i)法令その他の規制上承継が困難であること、又は(ii)承継することにより甲もしくは乙において本契約締結時には想定していなかった損失等を生じることが判明したものについては、承継対象権利義務から除外する。

以上



会社法計算書類

第 8 期 事 業 年 度

2021 年 4 月 1 日 から
2022 年 3 月 31 日 まで

アイ・ティー・エックス 株式会社

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	16,484	流 動 負 債	21,884
現金及び預金	1,152	買掛金	8,825
売掛金	11,091	短期借入金	1,103
商 品	3,524	1年内返済予定の長期借入金	6,332
そ の 他	758	未払金	1,803
貸倒引当金	△ 42	未払法人税等	1,088
		預り金	1,828
		賞与引当金	683
		そ の 他	218
固 定 資 産	36,161	固 定 負 債	14,756
有 形 固 定 資 産	1,795	長期借入金	6,825
建 物	2,547	繰延税金負債	6,440
構 築 物	190	退職給付引当金	1,491
車 両 運 搬 具	29		
工具、器具及び備品	960	負 債 合 計	36,640
土 地	136	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	249	株 主 資 本	16,003
減価償却累計額	△ 2,318	資 本 金	200
		資 本 剰 余 金	764
無 形 固 定 資 産	32,680	そ の 他 資 本 剰 余 金	764
の れ ん	8,408	利 益 剰 余 金	15,039
契 約 関 連 無 形 資 産	24,203	利 益 準 備 金	50
そ の 他	68	そ の 他 利 益 剰 余 金	14,989
投 資 其 他 の 資 産	1,684	繰 越 利 益 剰 余 金	14,989
投 資 有 価 証 券	2	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1
差 入 保 証 金	1,614	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1
そ の 他	109		
貸倒引当金	△ 41	純 資 産 合 計	16,004
資 産 合 計	52,645	負 債 純 資 産 合 計	52,645

損益計算書

〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		110,050
売 上 原 価		82,203
売 上 総 利 益		27,847
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		24,431
営 業 利 益		3,415
営 業 外 収 益		
受 取 保 険 金	68	
助 成 金 収 入	9	
そ の 他	19	97
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	81	
店 舗 移 転 閉 鎖 損 失	57	
そ の 他	46	186
経 常 利 益		3,326
特 別 損 失		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	11	
減 損 損 失	19	
そ の 他	6	37
税 引 前 当 期 純 利 益		3,289
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,388	
法 人 税 等 調 整 額	△ 1,079	1,308
当 期 純 利 益		1,980

株主資本等変動計算書

〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	200	-	17,689	17,689
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			-	-
当期純利益			-	-
事業分割による増減			△16,924	△16,924
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	△16,924	△16,924
当期末残高	200	-	764	764

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	50	14,508	14,558	32,447	8	8	32,456
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	-	△1,500	△1,500	△1,500		-	△1,500
当期純利益		1,980	1,980	1,980		-	1,980
事業分割による増減	-	-	-	△16,924	△2	△2	△16,927
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			-	-	△4	△4	△4
事業年度中の変動額合計	-	480	480	△16,444	△7	△7	△16,451
当期末残高	50	14,989	15,039	16,003	1	1	16,004

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

- ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は、当社運営ショップ保有資産については、建物及び構築物が7年、器具及び備品が5年、その他については、建物及び構築物が2～39年、器具及び備品が2～14年であります。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、契約関連無形資産が16年、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

- ・数理計算上の差異

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務に配分する。

ステップ5：企業が履行義務の充足した時で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、通信端末（以下、商品）販売等の一次代理店業務を行っており、当社の収益は、主に一般消費者に対する商品販売における収益と、一次代理店業務遂行の対価としてキャリアから受領する手数料収入から構成されております。それぞれの収益の認識基準は以下のとおりであります。

【商品販売】

商品の引渡時点において顧客が支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

【受取手数料】

キャリアから通知された手数料支給のための約束（＝役務提供）が完了した時点において顧客であるキャリアが支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しているため、当該役務提供が完了した時点で収益を認識しております。

- (6) のれんの償却方法及び償却期間
16年間の定額法によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 「収益認識に関する会計基準」の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」に独立掲記しておりました「預け金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」に独立掲記しておりました「融資関連手数料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(企業結合により取得したのれん及び契約関連無形資産)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん	8,408百万円
契約関連無形資産	24,203百万円
計	32,611百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

企業結合により取得したのれん及び契約関連無形資産は、支配獲得日における時価で認識しています。企業結合時の取得対価の配分に際しては、経営者の判断および見積りが、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。企業結合により識別したのれん及び契約関連無形資産は、見積将来キャッシュ・フロー等の仮定に基づいて測定しています。

また、のれん及び契約関連無形資産が減損の兆候を有するかを判断する際に、将来のキャッシュ・フローの見積りが必要となりますが、見積将来キャッシュ・フローは、将来の売上成長率等の仮定に基づい

て測定しています。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類ののれん及び契約関連無形資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(資産の減損損失)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,795百万円
減損損失	19百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗等について、当該店舗等の帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失19百万円として特別損失に計上しております。回収可能価額の算定にあたっては、事業環境や将来の業績見通しの悪化、事業戦略の変化等、決算時点で入手可能な情報や外部資料に基づき合理的に判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等により、利益計画の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の減損損失は発生する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①短期金銭債権	89百万円
②短期金銭債務	1,726百万円
③長期金銭債権	8百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

①売上高	204百万円
②仕入高	5百万円
③その他の営業取引	439百万円

(2) 減損損失

場所 店舗(他)
用途 店舗設備等
種類 建物、工具、器具及び備品等

当社は、原則として、継続的に損益の把握を実施している店舗をグルーピングの基本単位としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗等について、当該店舗等の帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失19百万円として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物11百万円、工具、器具及び備品4百万円、車両運搬具2百万円並びに投資その他の資産その他0百万円であります。

当該店舗等の回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。使用価値により測定する場合は将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのため回収可能価額をゼロとして評価しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	4,000	—	—	4,000

(2) 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2021年6月14日開催の第7回定時株主総会において次のとおり決議されました。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当の総額	1,500百万円
1株当たり配当金	375千円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月15日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2022年6月27日開催予定の第8回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当の総額	1,100百万円
1株当たり配当金	275千円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月28日

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	38百万円
商品評価損	3百万円
賞与引当金	209百万円
長期差入保証金	82百万円
退職給付引当金	373百万円
減価償却超過額	201百万円
資産調整勘定	46百万円
その他	153百万円
繰延税金資産小計	1,109百万円
評価性引当額	△147百万円
繰延税金資産合計	961百万円

繰延税金負債	
契約関連無形資産等	△7,401百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△7,402百万円
繰延税金負債の純額	△6,440百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	ITXコミュニケーションズ株式会社	-	吸収分割	吸収分割(注1) 分割資産合計	27,128	-	-
				分割負債合計	10,737	-	-
			資金の預り	資金の預り(注2)	-	預り金	1,521

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 吸収分割については、当社を分割会社とし、ITXコミュニケーションズ株式会社を承継会社とする吸収分割であります。詳細は「14. 企業結合に関する注記（ITXコミュニケーションズ株式会社）」に記載しております。

(注2) 当社はITXコミュニケーションズ株式会社から店舗売上金等の回収を行い、当該会社へ送金する金額を記載しております。

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入によっております。デリバティブ取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は、すべて株式であり、主に事業推進目的で保有しております。これらは発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に発行体の財務状況等や時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に株式取得に係る資金調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の市場リスク管理規定に従い、ヘッジ手法等を決定する体制としております。

また、営業債務や借入金は、流動性のリスクに晒されておりますが、当社では、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	2	2	—
資産計	2	2	—
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	13,157	13,157	—
負債計	13,157	13,157	—

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

- 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。
- 金銭債権のうち満期のあるものの決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,152	—	—	—
売掛金	11,091	—	—	—
合計	12,244	—	—	—

3. 長期借入金、その他有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	1,103	—	—	—
長期借入金	6,332	6,825	—	—
合計	7,435	6,825	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	2	—	—	2
資産計	2	—	—	2

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	-	13,157	-	13,157
負債計	-	13,157	-	13,157

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価はレベル2に分類しております。

11. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	合計
商品販売	58,495
受取手数料	51,554
顧客との契約から生じる収益	110,050
外部顧客への売上高	110,050

(2)収益を理解するための基礎となる情報

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務に配分する。

ステップ5：企業が履行義務の充足した時で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

(3) 契約及び履行義務に関する情報

当社は、通信端末（以下、商品）販売等の一次代理店業務を行っており、当社の収益は、主に一般消費者に対する商品販売における収益と、一次代理店業務遂行の対価としてキャリアから受領する手数料収入から構成されております。

【商品販売】

商品販売取引について、キャリアとの代理店契約書上、契約履行に対する主たる責任を有しており、在庫リスクを負担し、一部の価格裁量決定を行う事ができます。従って、当社は商品販売取引において本人として行動しているものと判断し、総額で収益を認識しております。

【受取手数料】

手数料収入取引のうち、手数料の一部を二次代理店へ支払う取引形態が存在します。キャリアとの代理店契約書上、当社は契約履行に対する主たる責任を有しており、手数料の獲得分に関する価格裁量決定を行う事ができます。従って、当社は二次代理店への支払いを前提とした手数料収入取引において本人として行動しているものと判断し、総額で収益を認識しております。

なお、当該履行義務に対する取引の対価は、履行義務充足後、概ね1ヶ月以内に受領しています。

(4) 履行義務の充足時点に関する情報

履行義務を充足する時点は、「注記事項（1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 4,001,223円93銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 495,164円96銭 |

13. 財務制限条項に関する注記

2021年3月29日締結のシンジケートローン方式によるタームローン契約には、次の財務制限条項が付されております。

(1) 純資産維持

2022年3月期以降の各事業年度（いずれも直近12ヶ月）における借入人とITXコミュニケーションズ株式会社（以下、連帯保証人）の単体の純資産の部の合計金額が、直前の各事業年度における借入人と連帯保証人の単体の純資産の部の合計金額の75%以上であること。

(2) 利益維持

2022年3月期以降の各事業年度（いずれも直近12ヶ月）における借入人と連帯保証人の単体の営業利益の合計金額が2回連続で赤字とならないこと。

なお、当該契約の契約金額及び借入残高は、次のとおりであります。

契約金額		10,800百万円
借入残高	1年内返済予定長期借入金	5,400百万円
	長期借入金	5,400百万円

14. 企業結合に関する注記

(ITXコミュニケーションズ株式会社)

当社は、2021年10月1日を効力発生日として、当社のKDDI事業を株式会社ノジマの100%子会社であるITXコミュニケーションズ株式会社へ承継させる吸収分割を実施致しました。

(1) 取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 : 当社のKDDI事業

事業の内容 : KDDI株式会社の通信端末販売を行う直営店及びフランチャイズ店を運営する事業

②企業結合日

吸収分割効力発生日 : 2021年10月1日

③企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、株式会社ノジマの100%子会社であるITXコミュニケーションズ株式会社を承継会社とする吸収分割であります。なお、本吸収分割は会社法第784条第2項が規定する株主総会の承認を必要としない吸収分割に該当するため、分割会社においては株主総会を開催せずに行っております。

④結合後企業の名称

ITXコミュニケーションズ株式会社（株式会社ノジマの100%子会社）

⑤その他取引の概要に関する事項

当社のKDDI事業をITXコミュニケーションズに譲渡することにより、当社はドコモ事業に特化した事業形態での運営が可能になり、キャリアの戦略や連携強化、迅速な経営判断ができる体制となることで、相互に事業の収益力を高めながら成長させることを目的とするものです。

なお、本吸収分割に際しての対価の交付はありません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(共通支配下の取引)

(株式会社 I T モバイル)

当社は、2021年3月15日開催の取締役会に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、当社の子会社である株式会社 I T モバイルと、当社を存続会社とする吸収合併を行いました。

(1) 取引の概要

①結合当時企業の名称及び事業の内容

(存続会社) アイ・ティー・エックス株式会社

(消滅会社) 株式会社 I T モバイル

事業の内容 通信機器販売及び電気通信サービスの加入手続きに関する代理店業務

②企業結合日

2021年4月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社 I T モバイルを消滅会社とする吸収合併方式であります。

④結合後企業名称

アイ・ティー・エックス株式会社

⑤合併の目的

当社は、子会社である株式会社 I T モバイルとの合併により、経営資源の集中・有効活用を図るとともに、当該事業の営業力の強化と経営の効率化を図ることを目的としております。

⑥合併に係る割当内容

本合併による新株式の発行及び金銭の割当はありません。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び

「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

15. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

16. その他の注記

記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会社法計算書類附属明細書

第 8 期 事 業 年 度

2021 年 4 月 1 日 から

2022 年 3 月 31 日 まで

アイ・ティー・エックス 株式会社

目 次

	頁
1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細	1
2. 引当金の明細	2
3. 販売費及び一般管理費の明細	3

(記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定資産	建物	1,644	431	469 (11)	268	1,339	1,208	2,547
	構築物	74	35	15	18	75	114	190
	車両運搬具	17	22	10 (2)	6	22	6	29
	工具、器具及び備品	494	102	220 (4)	154	221	738	960
	土地	136	—	—	—	136	—	136
	リース資産	—	—	—	—	—	249	249
	建設仮勘定	17	206	223	—	—	—	—
	計	2,384	797	938 (18)	447	1,795	2,318	4,113
無形固定資産	のれん	13,633	95	4,140	1,180	8,408		
	契約関連無形資産	39,584	—	12,028	3,353	24,203		
	その他	67	34	—	33	68		
	計	53,285	130	16,168	4,566	32,680		

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

(1) ショップ等の新設・移転等

建物	431 百万円
構築物	35 百万円
工具、器具及び備品	102 百万円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

(1) ショップ等の閉鎖・移転等

建物	13 百万円
構築物	0 百万円
工具、器具及び備品	5 百万円

(2) 会社分割関連

建物	455 百万円
構築物	15 百万円
車両運搬具	7 百万円
工具、器具及び備品	214 百万円
建設仮勘定	45 百万円
のれん	4,140 百万円
契約関連無形資産	12,028 百万円

なお、当期減少額のうち () 内は内書きで減損損失の計上額であります。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸 倒 引 当 金	93	29	38	84
賞 与 引 当 金	1,040	683	1,040	683
退 職 給 付 引 当 金	2,263	238	1,010	1,491

(注)上記の引当金の計上理由および額の算定方法については、個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項 (4)引当金の計上基準、に記載しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
販 売 促 進 費	1,677	
役 員 報 酬	53	
給 料 及 び 手 当	8,617	
賞 与	437	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	724	
退 職 給 付 費 用	238	
法 定 福 利 費	1,344	
福 利 厚 生 費	99	
旅 費 交 通 費	467	
交 際 費	6	
租 税 公 課	342	
借 地 借 家 料	2,788	
光 熱 費	278	
業 務 委 託 費	1,100	
の れ ん 償 却 額	1,180	
減 価 償 却 費	3,879	
そ の 他	1,194	
計	24,431	